

平成二十年二月八日受領  
答弁第四〇号

内閣衆質一六九第四〇号

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされる  
やり取りの経緯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとき  
れるやり取りの経緯に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

御指摘の植樹の実施に関し、外務省とロシア連邦政府との間で事前に調整がなされたとは承知していない。国後島への入域手続に際し、訪問団が持参した桜等の苗木に係る検疫証明書を提出することは、あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごとき行為であり、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないため、検疫証明書は提出しないこととし、御指摘の者は、御指摘の議員及びその他の訪問団員に対し、その旨説明したと承知している。

六から八までについて

外務省としては、御指摘の者から提出された当時の報告書、診断書等から、御指摘の事実があったと考  
えている。

九について

お尋ねの四島交流の枠組みによる訪問が行われた時期の欧州局長は、御指摘のとおりである。

十について

外務省として、お尋ねのような事実があったとは承知していない。

十一について

外務省としては、御指摘の者は業務の遂行の観点等を考慮し、適切な時期に医師の診察を受けたと承知している。